

相模原市鳥屋獵区管理規程

(趣旨)

第1条 この告示は、相模原市鳥屋獵区の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(獵区の名称)

第2条 この獵区の名称は、相模原市鳥屋獵区（以下「獵区」という。）とする。

(獵区設定者等)

第3条 獵区は、相模原市が設定し、管理するものとする。

(事務所の位置)

第4条 獵区の事務を処理するため、相模原市緑区中野633番地に事務所を置く。

(獵区の区域)

第5条 獵区の区域は、別表のとおりとする。

(獵区の存続期間)

第6条 獵区の存続期間は、令和5年11月1日から令和15年10月31日までとする。

(入獵申込みの手続)

第7条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条第1項の登録を受けた者で、獵区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入獵希望日の5日前までに、獵区管理者に申し込まなければならない。ただし、獵区管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申込みは、入獵申込書に狩猟登録証（法第60条に規定する狩猟者登録証をいう。以下同じ。）の写しその他獵区管理者が必要と認める書類を添えて行わなければならない。ただし、獵区管理者は、11月15日から翌年の2月末日までの間に狩猟者が2回目以降の申込みをする場合で、その記載事項に変更がないときは、狩猟登録証の写しの添付を省略させることができる。

3 入獵の申込みをする際の狩猟鳥獣の区分は、ニホンジカ及びイノシシ又はこれら以外の鳥獣類とする。

(入獵承認の基準)

第8条 入獵期間は、毎年1月1日から2月末日まで及び11月15日から12月31日までとし、入獵日は、当該期間中の土曜日及び日曜日並びに毎年2月末日及び11月15日とする。ただし、獵区管理者が天候その他特別の事情により入獵できないと認めたときはこの限りでない。

- 2 前項に定める入猟期間内であっても、猟区管理者が狩猟鳥獣の種族保存のため必要があると認めるときは、閉猟することができる。
- 3 入猟を承認する者の数は、1日につき50人以内とする。
- 4 前条第1項の規定による申込みをした人数が前項の入猟を承認する者の数を超えるときは、抽選により決定する。
- 5 第12条、第17条第1項若しくは第2項又は第18条第1項若しくは第3項の規定に違反した日から3年を経過しない者については、入猟を承認しない。

(入猟承認等)

第9条 猟区管理者は、第7条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る狩猟者ごとに入猟の承認又は不承認の決定をし、書面又は口頭によりその旨を速やかに通知するものとする。

(入猟承認料の納付)

第10条 前条の規定により入猟の承認の決定を受けた者（以下「入猟者」という。）は、相模原市鳥屋猟区入猟承認料徴収条例（平成17年相模原市条例第130号）の定めるところにより、入猟承認料を納付しなければならない。

(入猟承認証等)

第11条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に入猟承認証（第1号様式）、腕章（第2号様式）及び入猟車証（第3号様式）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入猟承認料が未納であるとき。
 - (2) 入猟承認証の名義人と狩猟者登録証の氏名が一致しないとき。
- 2 入猟者は、入猟承認証、腕章又は入猟車証を紛失したときは、直ちに猟区管理者に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、入猟者は、腕章1個につき購入相当額を猟区管理者に弁償しなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は第22条第1項に規定する巡視員又は案内人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならない。
- (3) 入猟者は、承認を受けた狩猟鳥獣類以外を捕獲してはならない。

- (4) 入猟者は、次条の規定により設けられた施設及び第14条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去してはならない。
- (5) 入猟者は、第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟してはならない。
- (6) 入猟者は、第16条の規定により狩猟区域を制限された場合は、これに従わなければならぬ。
- (7) 入猟者は、ニホンジカ又はイノシシを狩猟する場合は、第22条第1項に規定する案内人の案内により狩猟しなければならない。
- (8) 入猟者は、猟区の区域内においてたき火をし、又は農作物、竹林等を損傷してはならない。
- (9) 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならない。
- (10) 猟犬は、組猟の場合にあっては1組4頭以内とする。ただし、その他の鳥獣類を捕獲する場合にあっては1人2頭以内とする。
- (11) 入猟者は、第18条第2項の規定により猟犬の種類を制限された場合には、これに従わなければならない。
- (12) 入猟者は、退猟の際に鳥獣の種類別捕獲数を入猟承認証の裏面の相当欄に記入し、腕章及び入猟車証とともに猟区管理者に返納しなければならない。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設)

第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設として狩猟鳥獣の営巣、避難、採餌等に必要な森林を猟区の区域内に設けるものとする。

(狩猟鳥の放鳥)

第14条 猟区管理者は、猟区の区域内における狩猟鳥の生息密度を高めるため、キジ、ヤマドリ等の放鳥事業を行うことができる。

(狩猟禁止区域)

第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として、猟区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(狩猟区域の制限)

第16条 猟区管理者は、狩猟の競合を避けるため、必要があると認めたときは、狩猟区域を制限することができる。

(捕獲の制限等)

第17条 入猟者は、次の表の左欄に掲げる狩猟鳥獣の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる1人1日当たりの捕獲制限頭数又は羽数を超えて捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	捕獲制限頭数又は羽数
キジ及びヤマドリ	合計して2羽
キジバト	10羽
コジュケイ	5羽

2 入猟者は、メスキジ及びメスヤマドリを捕獲してはならない。

3 猟区管理者は、入猟者の請求があったときは、捕獲証明書（第4号様式）を交付しなければならない。

（猟法又は猟具の制限）

第18条 ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合の猟法及び猟具は、次のとおりとする。

（1） 猟法は、狩場単位で組猟によるものに限る。

（2） 立場以外の場所での装填及び発砲は禁止する。

2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、猟犬の種類を制限することができる。

3 入猟者は、猟区の区域内において、笛、網又はわなを使用して鳥獣を捕獲してはならない。

（損失の補償）

第19条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

（法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い）

第20条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添えて、入猟申込書により猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の規定による申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

（猟区内における猟犬の競技会等の禁止）

第21条 猟区の区域内において、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 猟犬の猟野競技会

- (2) 猟犬の獵技鑑賞会
 - (3) 猎犬の集団的訓練
 - (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為
- (巡視員及び案内人)

第22条 猎区管理者は、獵区に巡視員及び案内人を置く。

- 2 巡視員は、獵区に関する施設の保全に努め、獵区の区域内で行われる狩猟を監視し、入猟者の指導、違反の防止、密猟取締り等を行うものとする。
- 3 案内人は、獵区内を案内し、必要に応じ入猟者へ指導及び助言を行うものとする。
- 4 巡視員及び案内人は、相模原市鳥屋獵区巡視員（案内人）証（第5号様式）を携帯するとともに、腕章（第6号様式）を着けるものとする。

(退猟の指示等)

第23条 巡視員及び案内人は、入猟者が法又は第12条、第17条第1項若しくは第2項若しくは第18条第1項若しくは第3項の規定に違反したときは、直ちに獵区管理者にその旨を報告しなければならない。

- 2 猎区管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、退猟を指示するとともに、法の規定に違反したときにあっては、直ちにその旨を神奈川県知事及び津久井警察署長に届け出なければならない。

(様式)

第24条 この告示の規定により使用する書類の様式（第1号様式から第6号様式までを除く。）は、別に定める。

(委任)

第25条 この告示に定めるもののほか、獵区の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年10月25日告示第442号）

この告示は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第71条第1項の規定による神奈川県知事の認可を受けた日の翌日から施行する。

別表（第5条関係）

獵区の区域

相模原市緑区大字鳥屋のうち、林道竹野々線と東京電力株式会社新多摩線送電線線下との交点

を起点とし、同所から同送電線線下を南に進み丹沢大山国定公園境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み荒井林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み松茸山鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み奥野林道との交点に至り、同所から同境界線を西に進み早戸川林道との交点に至り、同所から同林道を東に進み金沢橋西側に至り、同所から尾根を南に進み愛甲郡清川村と同市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み丹沢大山鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同区大字青根と同区大字鳥屋の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同区大字青野原と同区大字鳥屋の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み茨菰山鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み東京電力株式会社新多摩線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を南に進み起点に至る線により囲まれた区域（同区大字鳥屋字竹野々2400番1、4、6、10、12、15、19、21、26、29、33、35から38まで、40及び42並びに2421番1、2、5から7まで、9、13及び17の区域を除く。）及び電源開発株式会社佐久間東幹線送電線線下と同区大字青山と同区大字鳥屋の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進み同村と同市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み北岸林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み鳥居原橋に至り、同所から電源開発株式会社佐久間東幹線381号鉄塔を見通す直線を北東に進み同鉄塔に至り、同所から電源開発株式会社佐久間東幹線送電線線下を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

第1号様式（第11条関係）

(表)

第 号 入猟承認証 入猟者住所 氏名 様 狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証の番号 第 号	1 入猟日 年 月 日
上記の者の入猟を承認する。	
相模原市鳥屋獵区管理者 印	

(裏)

捕獲鳥獣の種類別捕獲数		注意事項
種 類	捕獲数	
		1 入猟中は必ず本証を携帯し、獵区管理者又は巡視員若しくは案内人から請求があったときはこれを提示すること。 2 入猟者は入猟中に必ず腕章を着けること。 3 本証又は腕章を紛失したときは、獵区管理者に届け出て、再交付を受けること。 4 退猟の際は、捕獲した鳥獣の種類及び捕獲数を左欄に記入し、腕章とともに獵区管理者に返納すること。

第2号様式（第11条関係）

入 猿 者

相 模 原 市 鳥 屋 猿 区

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

入猿車証

相模原市鳥屋猿区管理者 印

第4号様式（第17条関係）

(表)

第 号

捕獲証明書

捕獲者住所
氏名 様

相模原市鳥屋獵区

(裏)

捕獲日 年 月 日		
捕獲鳥獣の種類別捕獲数		
種 類	捕獲数	

上記のとおり相模原市鳥屋獵区内において捕獲したことを証明する。

年 月 日
相模原市鳥屋獵区管理者 印

第5号様式（第22条関係）

(表)

第 相模原市鳥屋獵区巡視員(案内人)証	号
氏名 生年月日	
上記の者は、相模原市鳥屋獵区管理規程第22条第1項に規定する巡視員(案内人)であることを証明する。	
年　　月　　日	
相模原市鳥屋獵区管理者　印	

(裏)

- | |
|--|
| 1 本証は、巡視員（案内人）に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。 |
| 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。 |
| 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |

(規格 縦5.5センチメートル、横9.1センチメートル)

第6号様式（第22条関係）

巡視員(案内人)

相模原市鳥屋獵区